

福岡県原子爆弾被爆者がん検診実施要領

1 目的

被爆者健康診断の一環としてがん検診を行うことにより、もって被爆者の健康に対する不安の解消と健康管理の充実を図ることを目的とする。

2 対象者

福岡県内に居住する被爆者及び健康診断受診者証所持者（以下「被爆者」という。）とする。

3 検診項目

がん検診は、次の6項目を行う。

- (1) 胃がん検診
- (2) 肺がん検診
- (3) 乳がん検診
- (4) 子宮がん検診
- (5) 大腸がん検診
- (6) 多発性骨髄腫検診

4 検診実施機関

県と委託契約した医療機関。

ただし、（公社）福岡県医師会員の医療機関にあつては、同会が県に実施医療機関として報告した医療機関とする。

5 検診回数

希望による健康診断のうち、年1回を限度としてがん検診を実施することができる。

なお、ここでいう年1回とは、3に定める各検診項目について言うもので、数回に分けて実施しても差し支えないものとする。

6 実施に関する事項

(1) 受診の申請

希望による健康診断は、被爆者等からの申請により別紙様式第3号『「希望による健康診断」受診申請書』を提出させたのち行うものとし、この場合、この申請書によって希望による健康診断を依頼したものとする。

(2) 検査手続き

検査に際しては、被爆者健康手帳または健康診断受診者証を提示させ、被爆者であることを確認のうえ行うものとする。

(3) 検診の実施

ア 検診実施機関は本要領に基づき、がん検診を実施するとともに、その結果を健康診断個人票（一般検査がん検診用、精密検査用）及び被爆者健康手帳に記載し、別紙様式第1号「原爆被爆者健康診断実施報告書兼委託料交付請求書（一般検査・がん検査）」により、その結果を北九州市、福岡市及び久留米市にある医療機関にあつては直接県（がん感染症疾病対策課）に、それ以外の医療機関にあつては、管轄の保健福祉環境事務所、保健福祉事務所に報告すること。

- イ 一般検査の結果、必要があると認めたときは被爆者等に対し、検査結果内容に応じ、精密検査の受診及び実施等適切な指導を行うこと。

7 検査内容

(1) 胃がん検診

検査内容は問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 胃部エックス線検査

(ア) 撮影方式

直接撮影又は間接撮影とする。ただし、間接撮影は7×7 cm以上のフィルムを用いることとし、撮影装置は被爆線量の低減を図るため、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。

(イ) 撮影枚数

最低7枚とする。

(ウ) 体位等

日本消化器がん検診学会による「新・胃X線撮影法ガイドライン改訂版（2011年）」を参考にすること。

なお、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適性に保つとともに副作用等の事故に注意すること。

(エ) 読影

胃部エックス線写真の読影は原則として十分な経験を有する2名以上の医師により行うこと。

(オ) 写真の保存

検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

ウ 胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」を参考にすること。

(2) 肺がん検診

検診内容は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。ただし、喀痰細胞診は問診の結果医師が必要と認める者に対し行う。

ア 問診

問診に当たっては、喫煙歴、職歴及び血痰の有無は必ず聴取し、かつ、過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 胸部エックス線検査

(ア) 撮影方式

直接撮影による。

(イ) 読影

胸部エックス線写真については、2名以上の医師（このうち1名は十分な経験を

有すること。)が読影する。またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(ウ) 写真の保存

検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

ウ 喀痰細胞診

(ア) 問診の結果喀痰細胞診が必要と認められた者に喀痰採取容器を配布し喀痰を採取する。喀痰は、起床時の早期痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

また、採取した喀痰(細胞)は固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(イ) 検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師が、スクリーニングする。

(ウ) 検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(3) 乳がん検診

検診内容は、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査とする。なお、視診及び触診のみは推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施するよう努めること。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 視診

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。

ウ 触診

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

エ 乳房エックス線検査

(ア) 実施機関

乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに適格な撮影装置(原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たすこと。)を備えるものとする。

(イ) 撮影方法

両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。ただし、内外斜位方向撮影を補完する方法として、頭尾方向撮影を追加することは差し支えない。この場合において、撮影者は日本乳がん検診精度管理中央機構(日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本超音波医学会及び日本超音波検

査学会により構成される委員会をいう。以下同じ。)が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

(ウ) 読影

乳房エックス線写真の読影は、適切な読影環境の下で、二重読影(うち1名は十分な経験を有する医師であること。)により行う。

(エ) 写真の保存

検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(4) 子宮がん検診

検診内容は、問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)とする。ただし、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診は問診等の結果医師が必要と認める者に対し行う。

ア 問診

問診に当たっては、不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 視診

膣鏡により子宮頸部の状況を観察する。

ウ 内診

双合診を行う。

エ 子宮頸部及び子宮体部の細胞診

(ア) 子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパンニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。

(イ) 検体の顕微鏡検査は十分な経験を有する医師及び臨床検査技師が行う。

この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

(ウ) 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類する。ただし、細胞診クラス分類(I、II、III(IIIa、IIIb)、IV、V)を併用しても差し支えない。

(エ) 子宮体部の細胞診の結果は「陰性」、「疑陽性」、又は「陽性」に区分する。

(オ) 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(5) 大腸がん検診

検診内容は、問診及び便潜血検査とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

イ 便潜血検査

免疫便潜血検査2日法で行う。

(ア) 検診受診者から検診実施機関への検体輸送は、温度管理が困難であり検査の

精度が下がるので原則として行わない。

(イ) 検体の測定については、検体回収後速やかに行う。速やかな測定が困難な場合は冷蔵保存すること。

(ウ) 検査の結果は、「便潜血陰性」及び「要精検」に区分する。

(エ) 検診実施機関は、検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。

(6) 多発性骨髄腫検診

検査内容は問診及び血清蛋白分画検査とする。

ア 問診

問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。

イ 血清蛋白分画検査

電気泳動法により行う。

8 その他

(1) 健康診断個人票及び問診票は検査実施機関において5年間保管するものとする。

(2) 検査の際提示された被爆者健康手帳は、検査結果、検査成績等、所要の事項を記入し、速やかに被爆者に返還するものとする。

(3) 受診者に対する交通手当の支給に関しては、「福岡県原子爆弾被爆者交通手当支給要綱」によることとする。

(4) この要領は、平成18年4月1日から適用する。

(5) 従前の福岡県原子爆弾被爆者がん検診実施要領（平成13年4月1日）は廃止する。

附則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、適用する。

附則

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。